

魅力ある水コンサルタントの実現に向けた 就業環境改善の推進

はじめに

平成30年6月「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成31年4月1日から時間外労働の上限規制が設けられ、コンサルタントも上限を超えた場合には雇用主に罰則規定が適用されることになりました（中小企業は令和2年4月1日適用）。また、令和元年6月に改正された品確法においても、働き方改革への対応を図る規定が盛り込まれました。コンサルタント各社の「働き方改革」は、待ったなしの状況です。

これからも事業者様のよきパートナーであり続けるため、「魅力ある水コンサルタントの実現」に向けた取り組みにも、ご理解と協力をお願いいたします。

1. 働き方改革関連法の概要

労働時間に係る法律の改正ポイントを表-1に、また、時間外労働の上限規制の概要を表-2に示します。

表-1 労働時間に係る法律の改正ポイントと施行期日

法律	法改正のポイント	施行期日	
		大企業	中小企業
労働基準法	・時間外労働の上限規制	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	・年5日の年休取得の義務化	平成31年4月1日	
労働安全衛生法	・産業医・産業保険機能の強化 ・労働時間の把握の実行性確保	平成31年4月1日	

表-2 時間外労働の上限規制の概要（新旧対照表）

項目	旧	新
36協定による延長時間の限度	延長理由 定めなし	当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して 通常予見される時間外労働の範囲内 において、 限度時間を超えない時間 に限る。
	延長時間 月45時間、年間360時間	同左
特別条項による限度時間を超える時間	延長理由 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別な事情	当該事業場における 通常予見することができない業務量の大幅な増加等 に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合
	延長時間 超過回数：年6回まで 時間数： 規制なし ※「過労死等ゼロ」緊急対策 違法な長時間労働を放置する企業の公表基準＝80時間/月	超過回数：年6回まで 時間数： 年間720時間かつ ①2～6ヵ月平均で80時間/月以内 ②単月では100時間/月末満 (法定休日労働含む)
罰則	罰則なし	「6ヵ月以下の懲役」又は「30万円以下の罰金」

2. 品確法の改正概要

令和元年6月に改正された品確法は、公共工事の品質確保のため、測量、調査及び設計が対象として追加されるとともに、災害時緊急対応や働き方改革への対応等が追加されました。主な改正ポイントを表-3に示します。

表-3 品確法の主な改正ポイントと内容

主な改正ポイント	内容
1. 災害時の緊急対応の充実強化	【発注者の責務】 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択 ・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携 ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用
2. 働き方改革への対応	【発注者の責務】 <ul style="list-style-type: none"> ・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定 ・公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等 ・設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等 【公共工事等を実施する者の責務】 <ul style="list-style-type: none"> ・適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結を規定
3. 生産性向上への取組	【受注者・発注者の責務】 <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定
4. 調査・設計の品質確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

3. 「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の概要

国土交通省では、品確法第22条に基づき各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」を作成しており、この指針を令和元年度に改正しています。

令和元年度に改正された運用指針のなかで示されている「発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」のうち、特に働き方改革に関連する項目を抽出し、その概要を以下に示します。

■必ず実施すべき事項

- ・履行期間の平準化： 中長期的な発注見通しの公表、繰越明許費・債務負担行為の活用、入札公告前倒し等に取り組む。
- ・適正な履行期間の設定：業務の履行に必要な日数のほか、準備期間、照査期間、休日、天候等を考慮する。
- ・適切な設計変更： 必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。また、工期が翌年度にわたる場合には繰越明許費を活用する。

■実施に努める事項

- ・履行状況の確認： 業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等ウィークリー・スタンスの適用や条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

4. 事業体におけるウィークリー・スタンスの取り組み（栃木県の事例）

栃木県では、品確法改正で公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成・確保が受発注者共通の責務となったこと、また、労基法改正で長時間労働の抑制が受発注者の課題となっていることから「栃木県県土整備部ウィークリースタンス要領」を策定し、令和元年7月1日から運用を開始しています。その概要を以下に示します。

※ここでは、栃木県の事例を紹介しますが、この他にも多くの事業体で同様の取り組みが行われています。

■対象業務：

栃木県県土整備部が発注する委託業務（測量、調査、設計、用地測量、物件調査等）を対象とする。ただし、いずれも災害に関する業務等、緊急を要する業務を除く。

■取組内容：

深夜・休日勤務を削減するために、図-1を参考に取組み、業務環境の改善を行う。

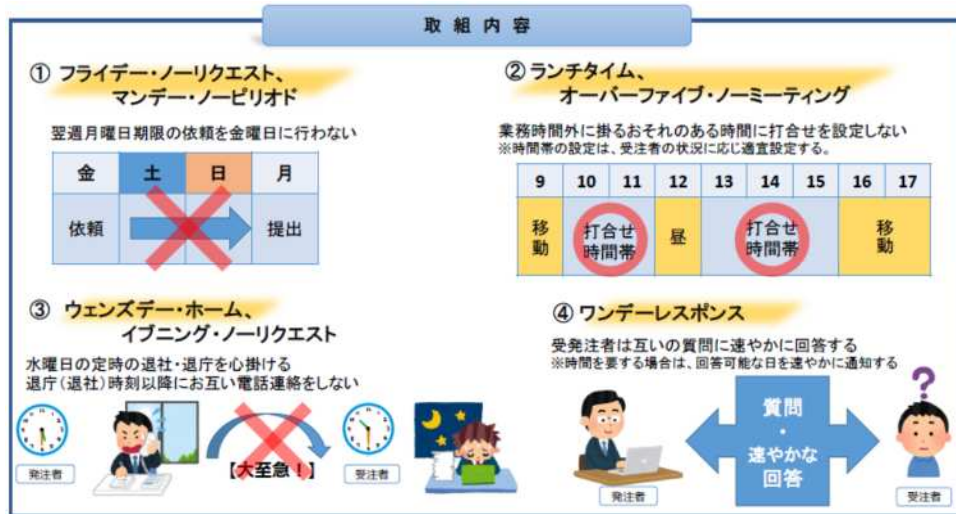


図-1 ウィークリー・スタンスの取組内容 出典：栃木県HPから（一部加工）

■ウィークリー・スタンスの進め方

- (1) 初回打合せ時に、取組の目的及び内容を確認するとともに実施する項目を打合せ記録簿に整理し受発注者間で共有する。
- (2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップを行う。
- (3) 成果品納入時の打合せにおいて、効果及び改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。
- (4) 所属長は実施状況を把握し、所属内の取組を徹底する。

【出典】 栃木県HP (http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/weeklystance/kendo_weeklystance.html)



Association of Water and Sewage Works Consultants Japan

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会（通称：水コン協 AWSCJ）

〒116-0013東京都荒川区西日暮里五丁目2番8号 スズヨシビル7階

TEL：03（6806）5751 FAX：03（6806）5753 <https://www.suikon.or.jp>

令和2年7月作成

豊かな地域 水のある暮らし — 私たちの原点です